〈学校だより〉

岩室中学校五十一年度の記録

〜自己実現の像も完成〜

中学生は心身ともに大きく伸びる時期であり、〝ひとりひとりの持ち味を生かし伸ばしたい〟〝学習とクラブ、部活動を両立させたい〟〝学校と家庭・地域との連携を密にしたい〟これらが岩室中学校の願いです。

昭和五十一年の村実行目標正しく伸びよ青少年を体し歩み続けた記録の一端を紹介いたします。

新しい岩中のシンボル自己実現の像

一、学力の向上

〝学力をつける〟これは学校教育の本命です。自分に合った学習方法を身につけさせること、計画的に学習をすること等を目標に指導しております。〝勉強がおもしろい〟という生徒が多くなったことは指導の成果といえます。

また、自由時間の活用という面から読書指導にも力を入れていく方針です。

二、全校あげての諸活動

○全校書道の成果

昨年から新潟大学の競書大会に参加したが振わず、今年度は指導陣を強化する一方、練習にも時間をかけたかいあって、県下四ケ校の優秀校に仲間入りでき、更に、明治神宮が主催する全国書初展に挑戦し条幅作品を創作出品し全国二万七千余点の中で特選一名、入賞五名を出すことができたことは本校創立以来の快挙でした。

○よい歯の表彰連続三ケ年

保健室を完備し、健康管理に力を注いだこともあって、県よい歯の学校として連続優良校に選ばれたことは、生徒ひとりひとりの自覚と全家庭あげての協力のたまものと感謝しております。

また、読売新聞（五一、八、一二）「学園」欄で岩室中学校の紹介があり「何事も精いっぱいに、三十九年に三中学校を統合」という大見出しで、海と山と里が調和した平和な岩室村、そして、〝海の子、山の子、里の子が机並べて……と記事にあるように生徒たちの純朴で何ごとにも精いっぱいがんばる態度をみるにつけ、「緑と太陽の里岩室」の前途は洋々たるものがあると思います。

更に記事では「三気で賛樹」、「父兄が三気のお手本示す」「白い歯の美人がずらり」「自炊も楽し二泊合宿訓練」「集団の威力を教えた空きビン回収」「校長先生はオキュウの名手」などと紹介されました。

三、部活動の成果

○バスケット部、昨年は名門三条高校の活躍を記念して設けられた「燦光杯」を手にし、今年度は準優勝という栄冠を獲得することができました。

また郡市大会でも連続三年優勝し今年度は、県大会にも出場準優勝の偉業を成し遂げるなど、岩室中学校の名声を天下に誇示いたしました。

何ごとにもいえることですが、「やる気」「元気」「根気」の岩中重点目標をそのまま実践に移した結果だと考えております。

その他、バレーボール、野球、体操、陸上、水泳の活躍も見逃せません。

○器楽部は部員全員がメンバーで、地区大会、県大会に出場できました。

規模の大きいA部では、村立学校では岩室中学校一ケ校であり、女性指揮者も唯一ケ校でした。

○科学部グッピーの研究

数少い同好の志で研究され、これまで不可能とされてきた熱帯の淡水魚グッピーの全海水飼育に成功し、「三年間の苦労が実った」今年はコイやフナの海水馴化に挑戦してみたいと張りきっております。

四、岩室中学校と他団体

十二月七日、岩室中学校で青少年健全育成協議会を開催、村青少年問題協議会、村教育委員会、岩室中学校三者共催の形で実施しました。

百数十名の参加があり、盛会裡に終り、近かよらず（過保護）手離なさず（放任、無関心）の親、保護者の責任と自覚を再認識しました。

五、校庭に自己実現の像

新しい岩室中学校がスタートして十年余り、卒業生の数も二千名をこえ、卒業生も各方面での活躍はめざましく、在校生も先輩につづけとばかり努力しております。

このような岩中の姿にふさわしいシンボルがほしい、こんな気運が高まりはじめ、生徒、職員、PTAの方々と検討した結果、前庭にシンボルの像をつくることに決定しました。

教育目標にある「自己の進路を探求し実現する」という願いをこめて生徒の代表と美術担当教師がもつかけんめいにその制作にあたっております。

像は青年が腕組みをして多宝の峯を仰いで立っている構成です。

台座は多宝山麓の石を用い、全校生徒も構想を練ったり、石あつめに参加するなど、学校一体となっての作業でした。

除幕式は今月に行う予定で喜びの完成も間近です。

村民の皆様からも完成したらこのシンボル像をせひとも鑑賞していただきたいと念願しております。

少年剣士会健闘

第三位入賞を果す

〜建国記念剣道大会〜

二月十一日、新潟市で建国記念剣道大会が開かれ、この大会に本村豆剣士AB二チームが参加した、県下の精鋭三三チームが熱戦健闘し展開する中、Aチームが日頃の練磨をみごと発揮し、堂々三位入賞の栄冠を取りました。又Bチームは善戦したが惜しくも一回戦で負れた。入賞した選手に対してその栄誉をたたえBチームの選手の健闘をたたえると共に今後益々の精進をご期待します。

Aチーム出場選手

先鋒	海津　秀也
次鋒	山田　敏司
中堅	佐藤　直幸
副将	山上　政浩
大将	高綱　明

〈国保より〉

「保険証」の回収について

今まで使用していた国民健康保険の「保険証」（グリーン色）は、使用期間が三月三十一日までのため、新らしい保険証と交換となり「**二十五日**」頃までに、区長さんを通じ回収いたします。

国保の「保険証」をお持ちの方は、今のうちから確かめておいて下さい。

特に㊫や㊕の保険証をお持ちの方はご注意下さい。

今度発行される「保険証」は**ピンク**色で電算処理のため「カタカナ」で氏名が記入されたものとなり、五十四年三月三十一日までの二ケ年間使用されますので大切に保管下さい。

戸籍シリーズ　⑭

未成年者の養子縁組について

春先になると、よく、未成年者との養子縁組をしたいので、といって訪ねてくる人がおります。これは、他人の子を自分の子のように養育してきたものの、その子の入学や就職の日が近づくにつれて、その前に正式に養親の戸籍に入れておきたいと考えるためと思われますが、今年もこうして何組かの養子縁組が許可され、多くの未成年者が養親の下でその新しい生活への第一歩を踏出したことと思います。

今回は、この未成年者との養子縁組について説明しましょう。

養子縁組制度は、かっては、家名、家業を絶やさないように維持したり、祖先の祭りごとを承継するなどを目的とした専ら「家のため」の制度でしたが、その後、子のない親が、その家業労働の不足を補ったり、老後の扶養をしてもらうことを目的とした「親のため」のものに変ってきたようです。このため、養子縁組制度はとかく家とか親の利益に利用されることも戦前には多くありました。

戦後、新憲法の制定に伴って、養子縁組制度の理念は一変し、非嫡出子、孤児など家庭的に恵まれない子に家庭を与えて彼等の健全な保護、育成を図ることを目的とした「子のため」の制度となりました。

現在の民法は、未成年の子を養子とするためには、自己又は配偶者の子や孫などを養子とする場合を除いて、すべて家庭裁判所の許可を得なければならないと規定されておりますが、これは、養子縁組がその理念である未成年者の福祉にそって正しく行われるためのものにほかなりません。

それでは、養子縁組事件は家庭裁判所でどのような手続で処理されているか説明しましょう。

まず最初に、養親となる人から家庭裁判所に養子縁組許可の申立てをします。養親となる人が夫婦であれば、二人そろって申立てをしなければなりません。申立書は、養子縁組をしようとする事情などを記入し各人の戸籍謄本を添えて、子の住所地を管轄する家庭裁判所に提出します。申立てが受け付けられますと、家庭裁判所では、養子縁組をしようとする具体的な理由、養親の家庭の状況、子の生活状態、実親の生活状態や縁組についての意向等十分調査し、また子が満十五歳以上の場合には、できるだけ子自身の意志をきいた上で、その縁組の許否を決めることになりますが、養子縁組は、養子となる子の将来にとっても、養親にとって極めて大きな影響を及ぼすものですから、その養子縁組をすることが適当であるかどうかを慎重に決められなければなりません。

申し立てられたものの中には、まだまだ「子のため」というより、親の側の事情を主な動機とするものも多く見受けられます。家庭裁判所では、養親が養子となる子の幸せを願い、養子を養育監護していくに足るだけの能力を十分備え、縁組が養子となる子の福祉に役立つと認められる場合に限って養子縁組を許可しております。

このようにして養子縁組が許可されますと、養親は家庭裁判所から養子縁組許可審判書の謄本の交付を受け、これを添えて市町村役場に養子縁組届を提出するのです。この届出によって、初めて養子縁組が法律的に効力を生じ、未成年の養子は養親の親権に服してその養育監護を受けることになります。また養子は養親と同一の戸籍に入り同一の氏を称するほか、養子と養親はお互いに相続や扶養の権利を有するなど種々の関係が生ずることになるのです。

國民年金保険料

52年4月から
2200円になります

保険料の
引き上げ
年金も
増額されました

国民年金保険料が二、二〇〇円になります

現在、国民年金保険料は一ケ月一四〇〇円ですが、四月から二二〇〇円に改められます。

もともと国民年金の加入者は、所得の高い人や低い人などその階層は非常に複雑です。このような特殊性を考えて保険料は、急激な負担増をさしひかえ、毎年徐々に引き上げるという方法がとられてきました。

今回の改定は、昨年の制度改善に伴うアップということですが、引き上げ幅については、これまでの考え方に立ってゆるやかに給付水準に見合った負担をしていただくということにしています。

国民年金制度が健全に発展してゆくためには、これからも引き上げを図らなければならないと思われますが、保険料の納付にご協力ください。

障害・遺児年金に通算制度新設

国民年金の障害年金と遺児年金に、昨年の十月から通算制度が新しく設けられました。

これは、厚生年金や共済年金など他の公的年金制度から国民年金に移り変わってきて、一年を経過しないうちに障害や死亡事故が発生して、国民年金だけでは支給期間を満たすことができなくても、他の年金制度の加入期間を合算して、一年以上あるときに、国民年金の障害年金または、遺児年金が受けられるものです。

なお、くわしいことは、年金係にお問い合わせください。

国民年金の前納取扱について

四月より来年三月までの一年分について、前納取扱をしたいと思います。

昭和五十一度前納された方で、今回不都合の方または、前納したい方がありましたら、お申出ください。

参考

定額保険料　二五、七六〇円
付加保険料　四、六八〇円

数々の善意ありがとうございます

愛する御家族を亡くされて、深い悲しみも去りやらぬ御遺族から、社会福祉のために役立ててほしいと、多額の御寄附を頂戴しましたので御紹介いたします。

故後藤リイさん（一月二十七日歿、橋本）の御子息**後藤長市**さんから金五万円也。

故人の御冥福をお祈りするとともに、厚く御礼申し上げます。御寄附の趣旨に従い、社会福祉のために活用させていただきます。

間瀬海雲寺住職**高山卓爾**さんより寒念仏講浄財七千円也を社会福祉にとご寄附下さいました。

岩室松岳寺住職**上村大心**さんより寒念仏講浄財七千円也を社会福祉にとご寄附下さいました。

これらの御浄財は、御趣旨に従って、社会福祉のために活用させていただきます。御厚意まことにありがとうございました。